

藤田医科大学有期雇用教員規程

平成30年規程第3号
施行 平成30年4月1日
改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学に採用する有期雇用契約による教育職員の雇用、給与その他の基本的事項について、学校法人藤田学園就業規則（昭和41年規程第1号。以下、就業規則という）に定めるもののほか、必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において有期雇用教員とは、別に定めるところによる契約書により雇用契約の期間を定めて雇用される教育職員をいう。

2. 雇用契約の内容は、法人本部人事部の定めるところによる。

(雇用期間)

第3条 有期雇用教員の雇用期間は、採用の日から3回目に到来する年度末までの範囲内とし、如何なる場合も更新しない。

2. 前項の雇用期間が満了したときは、退職するものとする。

3. 前各項の規定にかかわらず、雇用期間の終期は、就業規則第29条第1項に定める定年による退職の日とする。

(選考)

第4条 有期雇用教員の選考については、藤田医科大学教員選考規程（平成27年規程第11号）の定めるところによる。

(就業規則の適用)

第5条 有期雇用教員の就業に関する事項については、この規程で定めるもののほか、就業規則の定めるところによる。

(育児休業及び介護休業)

第5条の2 有期雇用教員の育児休業及び介護休業については、学校法人藤田学園育児休業規程（平成4年規程第1号）及び学校法人藤田学園介護休業規程（平成11年規程第1号）を準用する。

(評価)

第6条 有期雇用教員の評価については、就業規則の定めるところによる。

(給与)

第7条 有期雇用教員の給与、手当及びこれらの支給日については、学校法人藤田学園給与規程（昭和48年規程第4号）の定めるところによる。

(職種の変更)

第8条 有期雇用教員は、雇用期間中において昇任による職種の変更を行わない。ただし、助手(定員外)から助教(定員外)に昇任する場合を除く。

(留学の適用除外)

第9条 有期雇用教員は、原則として就業規則第52条に基づく留学の対象としない。

(休職の適用除外)

第10条 有期雇用教員については、就業規則第19条乃至第23条を適用しない。

(期間の定めのない任用への移行)

第11条 有期雇用教員のうち、学長がその者の任用を必要と認め、かつ、当該者が希望する場合において勤務成績及び勤務態度が良好なときは、雇用期間が満了する時に、期間の定めのない職種として新たに契約することができる。

2. 前項に定める場合のほか、学長がその者の任用を必要と認め、かつ、当該者が希望する場合において勤務成績及び勤務態度が良好なときは、雇用期間の途中においても、期間の定めのない職種として新たに契約することができる。

3. 前2項の場合において、学長が当該有期雇用教員の任用を検討するにあたっては、学部長など、当該有期雇用教員が最終年度において所属する組織の所属長の判定を考慮するものとする。

(期間の定めのない任用への移行に係る判定)

第12条 前条第3項の判定は、雇用期間中における初年度(ただし、初年度が6カ月に満たないときは、第1号に掲げる評価は行わない)及び次年度に係る第6条の定めに基づく評価の結果、並びに最終年度における所属する組織の学部長等の所属長の判定により行う。

2. 所属長は、前条第3項に基づく判定を、雇用期間満了時の6カ月前から起算して1カ月以内に行うものとする。なお、人事部長は、前条第3項の判定を行うにあたり、同判定を実施する旨及び対象となる有期雇用教員をあらかじめ所属長に通知する。

3. 所属長は、第1項の判定をしたときは、速やかに学長に報告しなければならない。なお、この報告は、所定の報告書をもって行う。

4. 学長は、前項に定める報告を受けたときは、その結果を常務会に報告するものとする。なお、この報告の後、期間の定めのない任用をしなないと判定された者に対しては、雇用期間満了により有期雇用契約が終了する旨を遅滞なく通知するものとする。

(期間の定めのない任用への移行後の取扱い)

第13条 第11条の定めに基づき、期間の定めのない任用に移行した教育職員については、次の各号に掲げる事項の取扱いは、有期雇用契約の雇用期間中に生じた事情も承継して決定し、雇用期間の満了による清算を行わない。

- (1) 退職金の算定
- (2) 有給休暇の算定
- (3) 昇格、降格、懲戒等の人事権の行使

(選考手続きの適用除外)

第14条 第11条第1項の定めに基づき、期間の定めのない職種として新たに契約する場合において、新たな契約の締結の時に昇任しないときは、当該新たな契約の締結については、藤田医科大学教員選考規程に定める選考の手続きを適用しない。

(有期雇用契約の適用除外)

第15条 有期雇用契約の雇用期間中又は期間の定めのない任用に移行した後に、退職した場合において、新たに教育職員として雇い入れるときは、原則としてこの規程の例による。

2. 前項にかかわらず、学長がその者の任用を必要と認め、かつ、当該者の在職時及び退職後の勤務成績及び勤務態度が良好なときは、期間の定めのない職種として契約することができる。
3. 前項の場合において、学長が前項による契約を検討するにあたっては、学部長など、当該者の所属することとなる組織の所属長の判定を考慮するものとする。

(適用除外)

第16条 この規程は、次の各号に掲げる教員に対しては適用しない。

- (1) 藤田医科大学テニュアトラック制度に関する規程（令和元年規程第26号）に基づき雇用するテニュアトラック教員
- (2) 藤田医科大学医学部基礎医学系講座の教員等に関する細則（令和2年規程第61号）に基づき雇用する1号任期付教員、2号任期付教員及び3号任期付教員

(改正)

第17条 この規程の改正は、理事会の決議による。

附則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
ただし、平成30年4月1日以前に採用の手続きを開始している教員については、なお従前のおりとする。
2. 平成30年10月10日一部改正
3. 令和2年7月29日一部改正
ただし、令和2年7月1日に遡って適用する。
4. 令和4年4月1日一部改正